

平成 16 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 名 取締役頭取 新 藤 恒 男
本 社 所 在 地 福岡市博多区博多駅前三丁目 1 番 1 号
(コ-ト* 番 号 8327 東証第一部、大証第一部、福証)

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当行は平成 16 年 12 月 7 日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

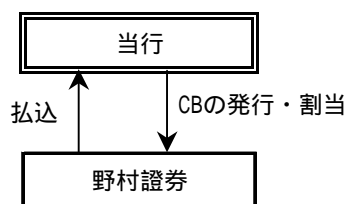
なお、上記社債は、当行の自己資本充実及び低コストの資金調達を目的として取組むものであり、新株予約権の行使により交付される普通株式は当行の自己資本の基本的項目となるため、行使が進んだ場合には、自己資本比率の向上に資するものです。

今後は、現在見直し中である「健全化計画」の着実な達成を通じ、内部留保充実による財務体質の強化を図るとともに、公的資金の早期返済を目指してまいります。

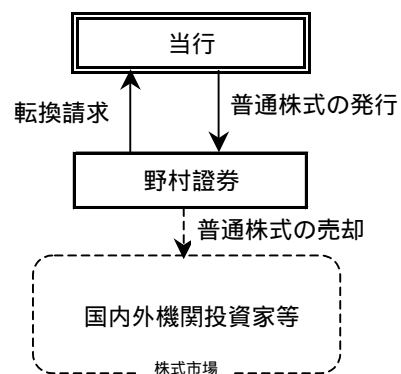
<ご参考：スキーム概要イメージ>

当行は、総額 200 億円・ゼロクーポンの第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、第三者割当の方法により、野村証券株式会社一社へ割当てることいたしました。

【CB発行時】



【転換権の行使が進んだ場合】



割当て新株予約権付社債については譲渡制限を付しております。

転換請求により交付される株式については新たに発行する株式のほか当行が保有する自己株式を使用します。

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社西日本シティ銀行第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 発 行 価 額 額面100円につき金100円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 新株予約権の発行価額の算定理由(無償の理由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、ならびに、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当行が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する価値とを考慮し、その発行価額を無償とした。
5. 払込期日及び発行日 平成16年12月24日(金)
6. 募集に関する事項
 - (1) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により全額を野村証券株式会社に割当てる。
 - (2) 発行価格(募集価格) 額面100円につき金100円
 - (3) 申 込 期 日 平成16年12月24日(金)
 - (4) 申 込 取 扱 場 所 野村信託銀行株式会社 本店
7. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求(本項第(6)号に定義する。)により当行が当行普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転(以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計200個の本新株予約権を発行する。
 - (3) 行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初435円とする。
 - (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定理由 本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成16年12月7日(火)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値を4.81%上回る額とした。
 - (5) 新株の発行価額中の資本組入れ額 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本組入れ額は当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (6)行使請求期間 本新株予約権付社債の社債権者は、平成16年12月27日から平成18年12月21日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7)行使の条件 当行が第8項第(6)号、もしくはにより本社債を繰上償還する場合または当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。当行が第8項第(6)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券(登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、当行の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。))が第8項第(12)号記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8)転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、毎月第4金曜日(ただし、初回は平成17年1月7日とする。)(以下「決定日」という。)の直後に株式会社東京証券取引所において当行普通株式の普通取引が行われる日(以下「取引日」という。)以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格(下記に定義される。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が207円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が622円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- 「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、各取引日における当行普通株式の普通取引におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における売買高を乗じて得た額の合計額を当該取引日における当行普通株式の普通取引の売買高の合計数量で除することにより、当該取引日における当行普通株式の売買高加重平均価格として計算し公表する価格をいう。
- (9)転換価額の調整 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当行が普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当行普通株式を発行または処分する場合(ただし、当行普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式数から、当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当行普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当行普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

(10) 消却事由及び消却条件

消却事由は定めない。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当行普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当行普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 行使請求受付場所

名義書換代理人 日本証券代行株式会社 福岡支店

(13) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなす。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金200億円

(2) 各社債券の金額

金1億円の1種

(3) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 償還期限

平成18年12月22日(金)

(5) 償還価額

額面100円につき金100円

(6) 償還の方法

ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号乃至に定める価額による。

本社債は、平成18年12月22日にその総額を償還する。

当行は、当行が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当行の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。

平成16年12月25日から平成17年12月24日までの期間については金101円

平成17年12月25日から平成18年12月21日までの期間については金100円

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当行は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第4金曜日（ただし、当該日が取引日でない場合は、その前取引日とする。）に先立つ5取引日前の日（ただし、初回は平成16年12月29日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、当該第4金曜日（ただし、初回は平成17年1月7日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。

本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当行に対して、毎月第3金曜日（ただし、当該日が取引日でない場合は、その前取引日とする。）に先立つ5取引日前の日まで（当日を含む。）に、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該第3金曜日にその保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当行に対して請求する権利を有する。登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当行に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、繰上償還請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(13)号記載の登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。

本新株予約権付社債の発行後、平成18年12月14日まで（当日を含む。）の間のある5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）が、第7項第(8)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当行は当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して5取引日後の日に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で償還するものとする。本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当行は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7) 社債券の様式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8) 担保の有無

本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 財務上の特約

当行は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当行が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

- (10) 取得格付 該当事項なし
- (11) 社債管理会社 本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。
- (12) 償還金支払事務取扱者 野村信託銀行株式会社 本店
(償還金支払場所)
- (13) 登録機関 野村信託銀行株式会社
9. 上場申請の有無 無し
10. 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

< 本件に関するお問合せ先 >

総合企画部経営企画グループ 友池、本田 (TEL : 092 - 461 - 1867)

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

新株予約権付社債発行による手取概算額 19,820 百万円は、全額を一般運転資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当ありません。

(3) 業績に与える見通し

調達資金の有効運用を図ることで当行の収益性、成長性を高めるものと考えております。なお、業績予想に影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針ならびに配当決定に当たっての考え方

当行は、銀行業の公共性に鑑み、適正な内部留保の充実による財務体質の強化と株主の皆さまへの安定的な配当の実施を基本方針としております。

配当の決定につきましては、経営環境の変化等を踏まえ、各営業年度における業績の推移や財務体質強化の観点等を総合的に勘案し決定しております。

(2) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
一株当り当期純利益	121.66 円	16.82 円	11.45 円
一株当り配当金	3.50 円		2.50 円
実績配当性向			21.8%
株主資本当期純利益率	35.4%	6.3%	4.2%
株主資本配当率	1.3%		0.9%

(注) 一株当り当期純利益は、決算期末の当期純利益を期中平均株式数(自己株式を除く)で除した数値です。
株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を期中平均株主資本で除した数値です。
株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値です。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

平成 16 年 10 月 1 日に株式会社福岡シティ銀行を吸収合併し、新たに普通株式 183,636,334 株ならびに第 1 回優先株式 70,000,000 株を発行いたしました。

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	426 円	376 円	310 円	325 円
高 値	452 円	396 円	343 円	523 円
安 値	260 円	283 円	128 円	313 円
終 値	376 円	320 円	324 円	421 円
株価収益率	倍	倍	40.5 倍	

平成17年3月期の株価については、平成16年12月6日現在で表示しております。
 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の一株当たり当期純利益（連結）で除したものです。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンス実施により、直近の発行済株式総数（平成16年10月1日現在）に対する潜在株式数の比率は5.70%になる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値です。

(2) 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称	野村證券株式会社	
割 当 金 額	金 20,000,000,000 円	
払 込 金 額	金 20,000,000,000 円	
割 当 予 定 先 の 内 容	本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代 表 者	執行役社長 古賀 信行
	資 本 金	100 億円
	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
	主 な 事 業 内 容	証券業
当 行 と の 関 係	資本関係	割当予定先が保有している当行の株式の数： 普通株式 997,500 株 当行が保有している割当予定先の株式の数： - 株
	人的関係	なし
	取引関係	主幹事証券

資本金及び資本関係の欄は、平成16年10月1日現在におけるものです。

以 上

この文書は、当行の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。